

鹿 児 島 県 公 報

平成25年11月26日（火）第2961号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 1

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（7件） (商工政策課取扱い) 1

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 5

告 示

始良・伊佐地域振興局告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年11月26日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターワークショップあいら	始良市西餅田1198番地6	社会福祉法人真奉会	霧島市隼人町内2068番地	大村 貢	平成25年11月11日	生活介護・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成25年11月26日から4月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成25年11月26日から4月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島出水店
出水市向江町34番43号
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
(1) 変更前 ベスト電器出水本店
(2) 変更後 エディオン鹿児島出水店
- 3 変更年月日
平成25年10月25日
- 4 届出年月日
平成25年11月11日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島本店
鹿児島市加治屋町1番5号
- 2 変更事項
大規模小売店舗の名称
(1) 変更前 ベスト電器鹿児島本店
(2) 変更後 エディオン鹿児島本店
- 3 変更年月日
平成25年10月25日
- 4 届出年月日
平成25年11月11日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿児島鹿屋店
鹿屋市王子町3973番3号
- 2 変更事項

大規模小売店舗の名称

- (1) 変更前 ベスト電器鹿屋本店
 (2) 変更後 エディオン鹿児島鹿屋店
- 3 変更年月日
 平成25年10月25日
- 4 届出年月日
 平成25年11月11日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 エディオン鹿児島指宿店
 指宿市東方8349番1号
- 2 変更事項
 大規模小売店舗の名称
 (1) 変更前 ベスト電器指宿店
 (2) 変更後 エディオン鹿児島指宿店
- 3 変更年月日
 平成25年10月25日
- 4 届出年月日
 平成25年11月15日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アタックス菱刈店・ナフコ菱刈店
 伊佐市菱刈大字重留字薬師原1407番地 外8筆
- 2 変更事項
 (1) 大規模小売店舗の名称
 ア 変更前 マルミヤストア菱刈店・ナフコ菱刈店
 イ 変更後 アタックス菱刈店・ナフコ菱刈店
 (2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及

び住所並びに代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者

- (ア) 変更前 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀幸
宮崎県小林市大字真方218番地
- (イ) 変更後 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍
宮崎県小林市堤2930番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

- (ア) 変更前 株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行
大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号
株式会社ナフコ 代表取締役社長 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- (イ) 変更後 株式会社アタックスマート 代表取締役 筒井靖彦
大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号
株式会社ナフコ 代表取締役社長 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

- ア 変更前 株式会社アタックスマート 午後9時
- イ 変更後 株式会社アタックスマート 午後10時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前7時30分から午後8時30分まで
- イ 変更後 午前7時30分から午後10時30分まで

3 変更年月日

- (1) 2の(1)及び(2) 平成25年11月14日
- (2) 2の(3)及び(4) 平成25年12月1日

4 届出年月日

平成25年11月14日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープかごしま川内店・写真の福元中郷店
薩摩川内市中郷一丁目406番地 外22筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

- ア 変更前 午前10時
- イ 変更後 生活協同組合コープかごしま 午前8時
有限会社写真の福元 午前10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前9時30分から午後11時30分まで
- イ 変更後 午前7時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成25年11月17日

4 届出年月日

平成25年11月14日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年11月26日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年11月26日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年11月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マイコープタウン国分Ⅰ

霧島市国分府中町字鼻面530番地2 外18筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 生活協同組合コープかごしま 午前10時

イ 変更後 生活協同組合コープかごしま 午前8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時50分から午後11時まで

イ 変更後 午前7時30分から午後11時まで

3 変更年月日

平成25年11月17日

4 届出年月日

平成25年11月14日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第128号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年11月26日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR天誅L-K E	株式会社E X C I T E	3P0884
ぱちんこ遊技機	CR牙狼外伝 桃幻の笛X X	株式会社サンセイアールアンドディ	3P0888
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ仮面ライダーV 3 L 1	京楽産業. 株式会社	3P0910
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこコードギアスZ 4	京楽産業. 株式会社	3P0960
ぱちんこ遊技機	CR嬢王F P W	株式会社藤商事	3P0924
回胴式遊技機	シティーハンターA 1	株式会社オリンピア	3S0879
回胴式遊技機	パチスロ 機動戦士ガンダムF W	株式会社ビスティ	3S0941